

旧検見川地区サービスセンター一般競争入札分譲案内書の質問書に対する回答
令和7年7月29日

質問

分譲案内書P15 第16(2)イ(ア) 制限する施設記載箇所に「(ただし、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの高齢者施設は除く。)」とあり、分譲案内書P61『土地譲渡契約書(案)』第6条第1項の3行目に「(高齢者住宅の場合は、住宅の販売又は賃貸の場合は入居者の募集)」とあります。

主たる施設として、『有料老人ホーム』や『サービス付き高齢者向け住宅』を導入することは可能でしょうか？

あるいは、主たる施設は『商業系施設』が必須であり、従たる施設として『有料老人ホーム』や『サービス付き高齢者向け住宅』を導入することは可能でしょうか？

回答

『有料老人ホーム』や『サービス付き高齢者向け住宅』は、分譲案内書14頁の第16(2)ア(ア)及び(イ)の「・飲食店、小売店、児童施設、介護施設、健康増進施設、貸会議室やコワーキングスペースその他これに類するもの(選択)」に含まれます。

なお、『有料老人ホーム』や『サービス付き高齢者向け住宅』は、分譲案内書15頁の第16(2)イ 制限する施設のうち、(ア)「住宅及び共同住宅等の施設(ただし、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの高齢者施設は除く。)」のただし書きの施設に含まれるため、制限する施設ではありません。

また、主たる施設及び従たる施設といった区分は設けておりません。